



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年9月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あやめ

3 代表者の氏名

牧内 信臣

4 主たる事務所の所在地

飯田市川路2682番地

5 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は地域の住民との交流を図るなかで宅老所を開設し、高齢者の生活支援・高齢者介護を積極的に行い、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は地域の住民との交流を図る中で地域密着型通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業及び認知症対応型生活介護事業を実施し、高齢者の生活支援・高齢者介護を積極的に行い、持て地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号のイの規定により放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習を次のとおり行います。

平成28年9月26日

長野県公安委員会

1 講習の日時及び場所

区分	期日	時間	場所
駐車監視員資格者講習	平成28年10月28日（金）及び10月29日（土）	午前8時30分から午後5時15分まで	長野市川中島町原704の2 北信運転免許センター
〃 (修了検査)	平成28年11月4日（金）	午前9時00分から午前11時30分まで	

2 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（申込み前6月以内に撮影した

無帽、無背景、正面、上三分身、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真）を貼って、長野県警察本部交通指導課駐車対策係（長野県庁内9階）に持参してください。

(2) 受付期間

平成28年10月3日（月）から10月21日（金）まで（受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）とします。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(3) 手数料

講習手数料（2万円）は、講習初日に長野県収入証紙により納付してください。

3 その他

(1) 道路交通法第51条の13第1項第2号のイ、ロ又はハに該当する場合は、駐車監視員資格者講習を受講して修了検査に合格し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

(2) 講習についての問い合わせ及び申込書の請求は、長野県警察本部交通指導課駐車対策係（電話 026-234-9921）にしてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

交通指導課